



白生会クリニック木造 六ヶ所村国民健康保険 尾駮診療所保健相談セ ンター	つがる市木造有楽町一五の一 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一一六	平成六・八三 二六・七三
サカイ歯科 津島歯科 サン調剤薬局富野町店 ひばかり調剤薬局 のりた調剤薬局 薬局マーチ	弘前市大字黒滝字二ノ川瀬一の二二 五所川原市字大町九 弘前市大字富野町九の一 八戸市日計一丁目二の四三 五所川原市字布屋町五六の二 五所川原市中央五丁目一五	二六・七二 二六・五三 二六・七六 二六・九三 二六・八三 二六・九五

青森県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仁泉会	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の八一	訪問看護ステ ーションが おは しま	三戸郡階上町倉 前西七丁目九の 四〇七	平成 二六・九三〇	

青森県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤内科クリニック 津島歯科 松尾歯科 ひばかり調剤薬局 薬局マーチ	十和田市穂並町一〇の六 五所川原市字大町九 三戸郡五戸町字愛宕後二六の一四 八戸市日計一丁目二の四三 五所川原市中央五丁目九四	平成二二・一 二六・六一 二六・一一 二六・一〇・一 二六・九一六

青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
伊藤眼科医院	弘前市大字南大町二丁目六の三	平成二六・一〇・一四

青森県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
変更前	伊藤眼科医院	弘前市大字南大町二丁目六の三	平成 二六・〇・一四
変更後	伊藤眼科		

青森県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
葛西 卓真	弘前泉野接骨院	弘前市大字清水四丁目二の一	平成二六・〇・六
葛西 佐知子	弘前泉野鍼灸治療院	"	二六・〇・八
杉山 昇一	杉山整骨院	十和田市穂並町一五の一七	二六・〇・一
杉山 昭文	杉山接骨院大畑分院	むつ市大畑町新町三九の二	二六・二・四

青森県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
橋本 壮一郎	沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目二の三の三〇二	平成二六・〇・一五

青森県告示第三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
白生会クリニック木造六ヶ所村国民健康保険尾駮診療所保健相談センター	つがる市木造有楽町一五の一 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二一六一	平成二六・〇・三 二六・七・三
サカイ歯科 津島歯科	弘前市大字黒滝字二ノ川瀬一の一 五所川原市字大町九	二六・七・二 二六・五・三
サン調剤薬局富野町店 ひばかり調剤薬局 のりた調剤薬局	弘前市大字富野町九の一 八戸市日計一丁目二の四三 五所川原市字布屋町五六の二 五所川原市中央五丁目一五	二六・七・六 二六・九・三〇 二六・八・三〇 二六・九・一五
薬局マーチ		

青森県告示第三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仁泉会	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃止年月日
	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	訪問看護ステーションえがおはしかみ	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	平成二六・九・三〇	

青森県告示第三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
佐藤内科クリニック 津島歯科 松尾歯科	十和田市穂並町一〇の六 五所川原市字大町九 三戸郡五戸町字愛宕後二六の一四	平成二六・二・一 二六・六・一 二六・二・一

ひばり調剤薬局 薬局マーチ	八戸市日計一丁目二の四三 五所川原市中央五丁目九四	平成二六・一・一 二六・九・一六
------------------	------------------------------	---------------------

青森県告示第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
伊藤眼科医院	弘前市大字南大町二丁目六の三	平成二六・一〇・一四

青森県告示第三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
変更前	伊藤眼科医院	弘前市大字南大町二丁目六の三	平成 二六・〇・一四
変更後	伊藤眼科		

青森県告示第三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
杉山 昇一	杉山整骨院	十和田市穂並町一五の二七	平成二六・一〇・一

青森県告示第四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
橋本 壮一郎	沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目二の三〇三〇一	平成二六・一〇・一五

青森県告示第四十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十六年十二月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	26.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印プロイラー肥育後期用配合飼料 E P コーブル	26.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチロ印ノロイラー肥膏後期 用配合飼料 眞健仕上N 1 (EXM)	26.12	粗たん白質、粗脂肪、 カルシウム、リン、粗繊維、粗灰分、 ME、水分	無
-------------------------------------	----	---	-------	--	---

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あゆみの会
- 三 代表者の氏名  
越後 シケ
- 四 主たる事務所の所在地  
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二二八五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対して、地域生活を営む上  
で必要な支援、権利擁護、社会参画を促進するための支援、就労支援、職業能力の  
開発など総合的援助を行うと共に、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会  
の実現を目指し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町

村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同  
条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース湊高台店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 八戸市の意見の概要  
意見なし
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ  
き事項について意見を有する者の意見の概要  
ユニバース湊高台店が出店を計画している地域は、第一種低層住居専用地域を含  
んでいるため、都市計画法により低層住宅の良好な住環境が守られている地域であ  
ると認識しております。  
しかしながら、届出書によれば、出入口の安全確保やスムーズな誘導に関しては、  
「特に混雑が予想される日には必要に応じて交通誘導員を配置」に留まり、搬入用  
の大型車両の出入庫に関しての安全対策要員やアパートに近接した廃棄物保管施設  
の臭気対策の記載もなく、騒音対策も消極的なものでありました。  
住みよい環境を約束された同地に於いて本届出の内容は周辺住民への配慮を欠い  
た不十分なものであると思われます。

ついで、3カ所の出入口及び搬入口への警備誘導員の常時配置並びに廃棄物保  
管庫の臭気対策及び騒音対策の再考を強く要望します。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月二十三日から同年二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 荒井興業

二 氏名 荒井 明浩

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字長橋字橋元二二の七二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第四〇〇三六八号

五 取消年月日 平成二十六年十二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 拓明電気

二 氏名 山形 充

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字田川字若草四八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第四〇〇五八号

五 取消年月日 平成二十六年十二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

あしの園

金木町川倉七夕野八四の四四二

を

平成26年 外第八四号	発行年月日 番号	区分 番号	ページ 段	行	誤	第十八条第一項第二号中	第十八条第一項第一号中
規則 第五二号	一	下	四				
							正

建 築 住 宅 課

あしの園	地域密着型特別養護老人ホ一 △ことぶき苑	△地域密着型特別養護老人ホ一 △さくららの里
// 金木町川倉七夕野八四の四四一	// 金木町喜良市桔梗野二〇の九	// 大字姥范字桜木四二四の一
に改める。		

正  
誤

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目  
番七七号 東奥印刷株式  
会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭